

沖縄県土木施設景観形成技術指針(案)



平成7年10月

沖縄県土木建築部

ま え が き

本県は、亜熱帯海洋性気候に属し、恵まれた自然環境と独特の歴史、伝統文化を有し、これらを背景とした県土景観は、暮らしに潤いと、安らぎを与えるとともに、本県の観光・リゾート資源の重要な要素となっています。

本県には、歴史的に長い期間をかけて蓄積されてきた沖縄独特の土木建造物である並木道や橋、城が数多く存在しました。しかし、さる大戦において県土は焦土と化し歴史的建造物や優れた景観の大部分は破壊されてしまいました。戦後県民は、米軍支配下で焦土と化した県土においても生活の基盤となる社会資本の整備に努めてきました。

本土復帰に伴い、本土との格差是正が叫ばれる中で、社会基盤整備は、経済性・機能性が優先され、本県の自然環境や伝統文化、歴史、暮らしといった地域特性への配慮が充分であったとはいいがたい状況であります。

土木施設は、景観形成において重要な役割を果たす公共施設です。沖縄の自然環境、歴史、文化、暮らしと調和した土木施設は潤いや安らぎ、時には感動を与えるものであり、沖縄の良さを取り入れ、景観に優れた質の高い土木施設を後世に残していくことが重要であります。

土木建築部においては、平成3年度から平成7年度にわたって土木施設の景観形成について調査・検討を進め、この度土木施設景観形成技術指針（案）を取りまとめました。

本技術指針（案）は、土木を中心とした公共事業における景観形成のための本県では初めての本格的な取り組みであり、土木施設景観形成の基本的考え方・方向性を示した内容となっております。実際の事業の中での運用ばかりでなく、景観形成の意義や方向性の理解を広める役割を担うものとして期待するものであります。

実際の事業での運用を通して、技術の蓄積や景観について共通の視点を持った技術者間の情報交換により本技術指針の内容がより充実していく必要があります。

本技術指針（案）を策定するにあたり、琉球大学の上間清教授を委員長とする検討委員会を設置し、各委員より広く意見を賜り、また関連各課の協力と助言を頂きましたことに対し深く感謝申し上げる次第であります。

平成7年10月

沖縄県土木建築部
部長 島 進

沖縄県土木施設景観形成技術指針（案）

目次

序	
1. 技術指針の目的と適用範囲	1
2. 技術指針全体のフローチャート	2
3. 技術指針の構成	3
4. 土木施設景観形成にあたって	4
I. 土木施設景観づくりのテーマ	5
1. メインテーマ	5
2. 4つのサブテーマ	6
3. 3つの技術指針	6
4. サブテーマから技術指針への展開	7
II. 土木施設景観デザイン指針	9
1. 光と風と雨の造形	10
2. 濃密な緑と花々の彩り	13
3. サンゴの海と大切な水	18
4. うねる大地にしたがう	25
5. 風格ある石積	28
6. 親しみやすいスケール	31
7. 見通しと突き当たり	33
8. 柔らかな境界	36
9. あざやかな色彩	38
10. 自然の持つ素材感	41
11. 伝統のモチーフ	45
III. 土木施設景観計画指針	49
1. 共通の配慮事項	51
2. 道路	54
3. 河川	90
4. 海岸	98
5. 港湾	104
6. ダム・貯水池	108
7. 公園・緑地	110
8. 墓地・墓園	115
9. 駐車場	116
10. 宅地開発地	118
11. 交通ターミナル	121
12. 供給処理施設	122
13. 斜面安定保護施設	124
IV. 土木施設景観形成プロセス指針	127
1. 地域の景観を知り、活かす	128
2. しっかり考え、じっくり取り組む	132
3. 意見を聞き、知恵を集める	136
4. 親しまれ、大切にされる施設をつくる	139
<付録 景観関連用語集>	142

序

序

1. 技術指針の目的と適用範囲

①技術指針の目的

沖縄県土木施設景観形成技術指針（以下、技術指針）は、沖縄県土木建築部が進める土木施設の整備において良好な景観形成を図るために、景観形成の考え方や具体的な手法を提示し、地域の特性を活かした「沖縄らしい」土木施設の整備に資することを目的とする。

②技術指針の位置づけ

技術指針は、沖縄県景観形成条例に掲げられている「公共事業等景観形成指針」に基づき、沖縄県土木建築部所管の土木施設の景観形成を推進するため、その方向と手法をより具体的に示したガイドラインである。

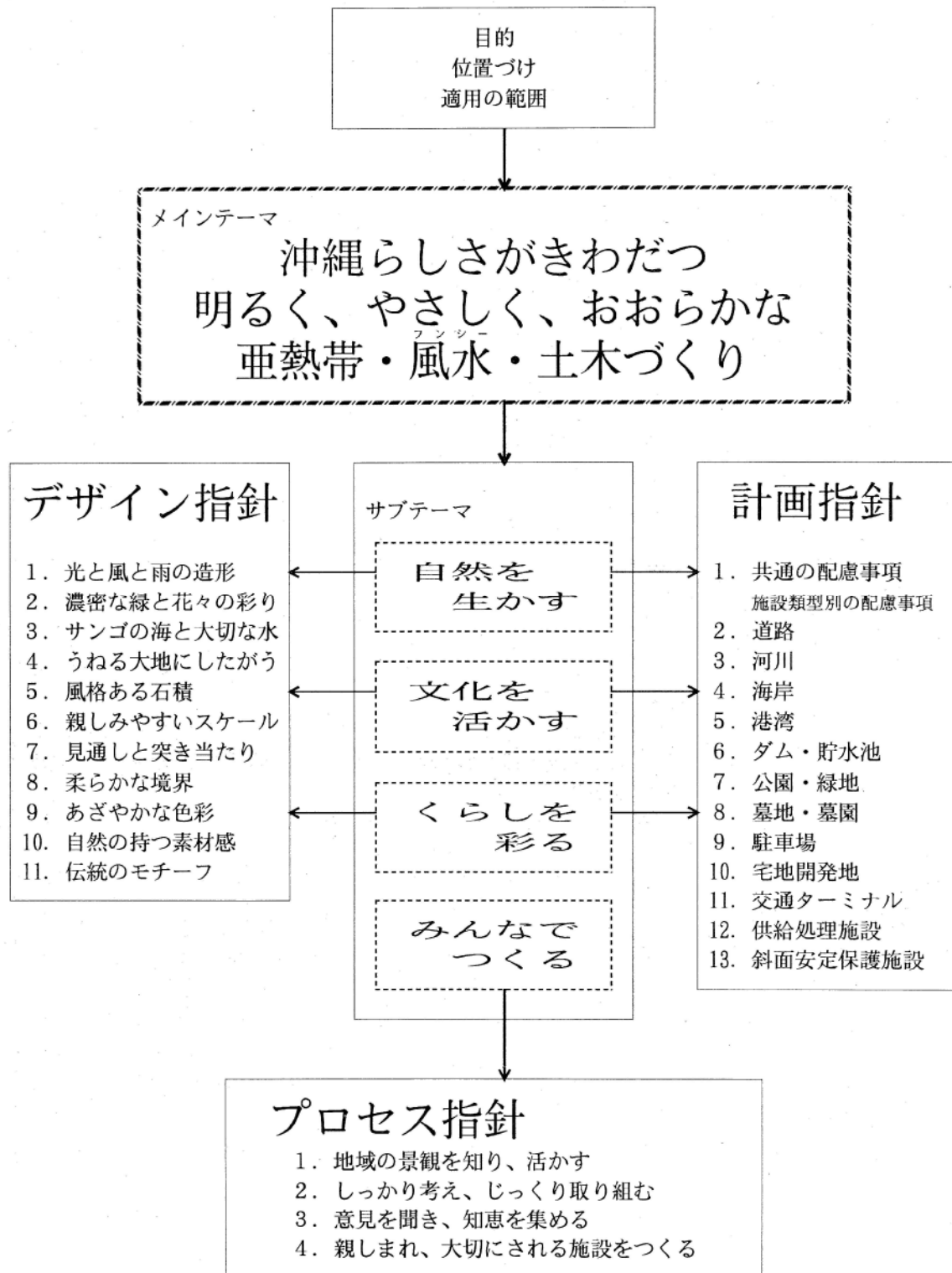
③適用の範囲

技術指針は、沖縄県土木建築部が行う土木施設の計画・設計・施工・維持管理等の事業に適用する。

また、市町村等が行う土木施設の整備においても適用されるよう努める。ただし、事業への適用は、公共事業の多様な条件を考慮して、それぞれの事業の条件や状況に応じて運用する。

2. 技術指針全体のフローチャート

沖縄県土木施設景観形成技術指針は、以下のような流れで構成されている。



3. 技術指針の構成

沖縄県土木施設景観形成技術指針は次の4つの項目で構成されている。

I 土木施設景観づくりのテーマ

沖縄県における土木施設景観形成の基本方針を「テーマ」として示す。

技術指針は、このテーマをもとにして、次第に具体的な景観づくりへと展開して行く。ここでは、最も基本となる「メインテーマ」、これを各側面から考えるための「サブテーマ」を掲げ、以下の各指針の項目へと展開する。

II 土木施設景観デザイン指針

土木施設の形態や素材、仕上げや色彩などを具体的に検討し決定する際に、景観形成の側面から配慮すべき事項を示す。これを「デザイン指針」と略称する。

デザイン指針は、デザインにおける「沖縄らしさ」に留意して、沖縄にふさわしい個性豊かな土木施設景観を創り出して行くための要点を示す。

III 土木施設景観計画指針

土木施設の立地や基本的な構成を考える際に、景観形成のために配慮すべき事項を示す。これを「計画指針」と略称する。

計画指針は、土木施設全般で配慮すべき事項をまとめた上で、土木施設類型（施設種）別に、その特性に留意し、配慮すべき事項を示す。

IV 土木施設景観形成プロセス指針

土木施設を計画・設計・施工・維持管理する過程で、優れた景観を創りだし、守り育てて行くために必要なさまざまな取り組みに関する事項を示す。これを「プロセス指針」と略称する。

プロセス指針は、施設づくりの過程（プロセス）での、情報の把握、関係機関・部局との連携やコミュニケーション技術的手法、住民参加などを通して、人々に親しまれ、大切にされる景観上優れた施設づくりのための配慮すべき事項を示す。

4. 土木施設景観形成にあたって

①土木施設景観形成技術指針の活用と役割

- 本技術指針は、土木施設景観形成の基本的考え方や方向性を示し、実際の計画策定や事業実施において活用されることはもとより、土木施設景観形成の意義について県民の理解を得て、県政施策体系の中で合意を形成する役割を担っており、景観形成について議論を深める契機となることを期待するものである。
- より優れた景観形成を図るためには、基本的な考え方・方向性が広く周知・合意され、実績を積み重ね、議論を深めて行くといった環境が必要である。このような過程を経ることにより、優れた景観形成の技術が蓄積され、技術指針の内容も修正・追加がなされ、時代と状況に対応したより実践的なものに発展することが望まれる。
- 他部局で展開される土木的事业においても、本技術指針が活用されることを望むと同時に、景観形成における発想、方向、手法等を広く共有することが望ましい。

②地域性豊かな基準・標準への展開

- 沖縄らしい土木施設の標準的あり方を目指して、土木施設の優れた景観形成を図るために設ける技術基準や標準仕様は、土木施設の形態が「沖縄らしさ」を反映し表現したものとなるよう、また、そのためのコストが過大なものにならないように、内容を慎重に検討することが必要である。
- 「沖縄らしさ」は施設や構造物の「形態」「素材」のみならず、その基本的な「構成」から細部の「寸法」にまで及ぶ広い範囲を網羅しながらも、地域ごと、計画ごとの特徴が反映された創意工夫の部分が受け入れられることが望まれる。
- 「沖縄らしい」土木施設の整備水準、構造基準、標準仕様などは、県土の保全と県民生活・財産の安全の確保を果たしてきた従来基準の機能性・安全性を満たした上で、さらに土木施設の景観的価値を高めるための方向と水準を高めるためのものである。

③地域素材の活用と伝統技術の継承

- 土木事業のように公共性の高い空間づくりでは、地域素材を積極的に用いることは個性豊かな地域景観の形成に資するところが大きい。よって、限られた地域素材を確保し有効に活用することが必要である。
- 地域性と伝統的価値を十分に発揮するために、地域素材と伝統技術を積極的に活用することが望ましい。このような機会を広げることにより、伝統素材を創りだし、活用するための高度で洗練された技術の維持・継承、人材の育成に役立つことが期待できる。

I 土木施設景観づくりのテーマ

I 土木施設景観づくりのテーマ

1. メインテーマ

沖縄県における土木施設の景観形成の「メインテーマ」を、以下のよう
に定める。

沖縄らしさがきわだつ
明るく、やさしく、おおらかな
亜熱帯・風水・土木づくり

沖縄県の景観は、亜熱帯特有の「自然」と、広く海外との交流を通して
培われた「歴史」と「伝統」、この自然を活かし伝統を受け継ぎなが
ら創造される「文化」、そして温暖な気候と開放的な精神風土の中で営
まれる「生活」を基盤としている。東シナ海に浮かぶ島嶼「沖縄」をつ
つむ太陽の光とサンゴ礁の海や鮮やかな花の「明るさ」、自然の豊かな
生命力と伝統的な柔らかい造形の持つ「やさしさ」、広々とした海洋へ
の展開と沖縄の人々が醸す「おおらかさ」という特徴は、目に見える風
景として、沖縄らしい独特の姿を見せている。

このような沖縄らしい風景の基盤や特徴を踏まえ、土木施設が景観と
一体となり、或いは、これを際立たせ、より優れた美しい景観の形成を
目指すものである。

本県の景観の大きな背景は「亜熱帯」の気候と風土、これに育まれた
自然の姿と人々の営みである。沖縄では古くからこの自然を活かす方法
として「風水（フンシー）」の考え方が重んじられてきた。

風水は、中国から伝わった東洋的地理学であり、王朝時代の沖縄では
集落・家屋・墓・宮殿などの立地や形態がこれに従って決められてきた
と云われている。風水の自然を読みとり、自然を生かす考え方は景観づ
くりの基本に共通するものである。土木施設の景観づくりにおいても、
自然との呼応を大切にする風水の精神を活かしてゆくものである。

なお、ここで掲げる「風水」という言葉は、古来の風水術を指すもの
ではなく、自然を読みとり、これを大切にしながら活かそうとする発想
であり、この姿勢を受け継ごうとするものである。

以上のように、本県の土木施設の景観づくりは、沖縄の自然・歴史・
文化・生活を活かし、現在のそして未来の沖縄にふさわしい「亜熱帯・
風水・土木づくり」を目指すものである。

2. 4つのサブテーマ

「メインテーマ」に沿って土木施設の景観づくりを考えるときに対象とする「視野」の整理をすると、

「自然」「文化」「暮らし」

という3つの側面が抽出される。これらは、景観そのものの姿をかたちづくるものであり、土木施設の景観づくりにおいても、具体的な施設の姿を方向づける事項である。

さらに、土木施設を計画し整備する「過程（プロセス）」のあり方も、景観づくりにとって重要である。これを、幅広く知恵を集め、組織や仕組みを整え、みんなに親しまれる土木施設をつくる観点から、

「みんなで作る」

ことも重要な事項である。

以上のことにより、「メインテーマ」に表現された理念とイメージを土木施設景観づくりにつなげて行くために、以下の4つの「サブテーマ」を掲げる。

- ・ 自然を生かす
- ・ 文化を活かす
- ・ 暮らしを彩る
- ・ みんなで作る

3. 3つの技術指針

4つのサブテーマをもとにした土木施設景観づくりを導く技術指針は、土木施設の形態等を直接扱う部分と土木施設整備のプロセスを対象とする部分の2つに分かれる。

さらに施設の形態等を扱う部分は、具体的な施設の形態や素材・色彩などを考える部分（デザインレベル）と施設の基本的な構成を考える部分（計画レベル）とに分かれる。

これにより、「沖縄県土木施設景観形成技術指針」は、以下の3つの部分から構成されることとなる。

・ **デザイン指針** →土木施設景観デザイン指針

・ **計画指針** →土木施設景観計画指針

・ **プロセス指針** →土木施設景観形成プロセス指針